

第 3 章

計画の 推進

1 連携・協力による計画の推進

本計画の推進にあたっては、町民、行政、医療・保健・福祉関係機関、サービス事業所、関係団体等、地域のすべての人々が、互いに連携し協力して取り組むことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、民生部健康福祉課が中心となり全庁的に取り組むとともに、町民、保健、医療、福祉の関係機関、NPOや民間団体など、地域全体が連携・協力を図りながら計画の着実な推進を図ります。

2 人材の育成・確保

高齢者と、高齢者を支える家族等が地域で安心して暮らすためには、地域住民のさまざまな支援や見守りが必要です。本町では公的な医療・保健・福祉サービスとともに、民生委員・ボランティア等の身近な活動が高齢者の安心を支えています。今後も、高齢者を支える人材育成・確保に向けた活動を支援するとともに、高齢者を支える人材が活躍できるよう、関係機関との連絡・調整に努めます。

3 計画の周知

本計画の実施にあたっては、高齢者保健福祉に関わるすべての町民への周知を図り、意識啓発を行い、連携を図りながら推進していくことが重要となります。

広報紙やホームページをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して町民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

4 計画の進行管理

本計画は、平成 26 年度を最終年度とする、3か年の計画です。計画の進捗について、適宜分析・評価を行いながら必要な見直しを行いつつ、事業計画の達成を目指します。